

佐賀県告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和6年1月12日から令和6年2月13日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年1月12日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 東与賀佐賀 線	佐賀市本庄町大字鹿子字四本杉9番38地 先から 佐賀市本庄町大字正里字一本杉54番地先 まで	令和6. 1. 15